

公設事務所問題

1 問題の所在：都市の司法アクセスを底支えする「最後の砦」

(1) 東弁の公設事務所¹の位置づけ

現在、東京弁護士会（以下「東弁」という。）の管内には、東京パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所及び多摩パブリック法律事務所という三つの公設事務所（以下「三パブ」という。）が存在する。この三拠点体制は、全国の単位会を見渡しても極めて例外的かつ先進的な事例であり、東京という大都市において、弁護士会が自ら司法アクセスの基盤を直接的に担っているという重い事実を意味している。東京には多数の一般の法律事務所があり、形式的な指標においてはいわゆる「弁護士過疎」は解消されているかに見える。しかし、現実の社会層を見れば、経済的困窮、外国籍、不安定な在留資格、深刻な家庭内暴力（DV）、あるいは高齢や障害といった事情が複合的に重なった市民が、一般の法律事務所へアクセスすることは依然として高い障壁に阻まれている。

三パブは、こうした司法アクセスの隙間、すなわち「制度的にこぼれ落ちる層」に対して、弁護士会が組織として関与し、司法への入口を確保する仕組みであり、東京の司法アクセスを底から支える不可欠なインフラである。

(2) 三パブが担っている「公共財」としての役割

ア 設立から約20年を経て、三パブが担っている役割は、単なる「法律相談の量的拡充」の域を遥かに超えている。

イ 東京パブリックは、前述したような都市特有の複合的困難を抱える人々に対し、行政や支援団体と密接に連携しながらアウトリーチ型の支援を展開している。単に法的紛争を処理するのではなく、在留資格の安定化、生活再建、子どもの養育環境の確保までを見据えた全人的な関与を行っている点に、都市型公設事務所としての現代的特質がある。

ウ 北千住パブリックは、受任者の確保が困難な否認事件や裁判員裁判、複雑な少年事件、いわゆる「特案」の最終的な受け皿として機能し続けている。国選弁護や付添人事件の中でも、特に難易度が高く、膨大な時間と労力を要する案件を組織的に引き受けることで、刑事司法の実効性と被疑者・被告人の権利擁護を現場の最前線で支えている。

エ 多摩パブリックは、自治体や家庭裁判所が選任に苦慮する高難度の成年後見事件を、法人として組織的に受任する体制を築き上げた。単独の弁護士では対応困難な資産管理や激しい親族間紛争を含むケースにおいて、複数の弁護士と社会福祉士がチームで継続的に関与することで、多摩地域における高齢者・障害者の権利擁護システムを実質的に担保している。

オ これらはいずれも、一般の法律事務所では、採算性やリスク管理、人員体制の制約から対応が極めて困難な領域である。三パブは、東弁による継続的な運営援助という公的なバックアップがあるからこそ、こうした困難な司法需要に応えることが可能となっており、東京の司法セーフティネットを実質的に機能させる要となっているのである。

(3) 制度的位置づけの不十分さと構造的課題

¹ 本稿で論じる公設事務所とは、日本司法支援センター（法テラス）の地方事務所ではなく、東弁が設立を支援し、運営を援助している法律事務所を指す。

ア 財政基盤については、全会員の会費を原資とする「公設事務所運営基金」が、長年にわたり三パブの開設費用や家賃等の固定費の一部を支えてきた。この全会員による連帯と負担こそが、三パブという公共財を維持してきた礎であり、その意義は極めて大きい。

しかしながら、基金による助成はあくまで部分的支援に留まり、運営の基本原則としては、各事務所が自らの売上によって独立採算（黒字経営）を維持することが厳しく求められているのが実情である。

イ 前述の通り、三パブは採算性の低い困難事案や不採算部門（刑事、外国人、困難後見等）を構造的に抱えているため、潤沢な利益を生み出す収益構造にはなり得ない。現実は、近時は辛うじて黒字を維持しているものの、毎年の決算において黒字と赤字の境界線を綱渡りするような厳しい経営を強いられている。

そのしわ寄せは、必然的に事務局や勤務弁護士の人事費に向けられざるを得ない。高い公共性を担いながらも、それに見合う十分な給与や待遇を用意することが困難な状況が続いている、現場の法曹としての使命感や「やりがい」に過度に依存した、いわゆる「やりがい搾取」に近い構造となっている点が、持続可能性を脅かす最大の問題である。

2 この1年の動き

（1）2024（令和6）年の取り組み

ア 東弁では、これまで「東弁往来」（2009（平成21）年～2021（令和3）年）や「パブリック事務所の現在（いま）」（2022（令和4）年～2023（令和5）年）といった連載、あるいは2018（平成30）年から開始された「オープンオフィス」等を通じて、公設事務所の活動を会員に伝える努力が継続的に重ねられてきた。

イ しかし、2024（令和6）年の設立20周年に合わせて『LIBRA』で展開された連載企画「パブリック事務所の実践」は、これまでの「活動紹介」から一步踏み込み、より「臨床的・実質的」なフェーズを取り上げるという深化を遂げた点に大きな意義がある。同連載では、少年事件における若手弁護士の葛藤と成長、法人後見における福祉との連携の具体的手法、外国人支援における「無力感」と向き合いながらのアウトリーチ活動（フードパントリー等との連携）など、きれいごとではない現場のリアリティとノウハウが、具体的なケーススタディとして全会員に共有された。

ウ また、2024（令和6）年11月に開催された北千住パブリックの20周年記念シンポジウム等を通じ、その実践が個人の熱意だけでなく、組織的なシステムとして構築されていることが可視化された。

エ このようにして公設事務所とは困難を抱える市民と向き合う会員の活動実践そのものであるという実感が東弁内に深く浸透するに至った。

（2）2025（令和7）年取り組み

ア 2025（令和7）年は、三パブの役割が地域社会のシステムの中に不可欠なインフラとして「実装」されたことを感じる一年であった。

イ 東京パブリックは、豊島区民社会福祉協議会等と連携して立ち上げた「TOSHIMA Multicultural Support（としまる）」の活動が、行政施策と深く接続している。フードパントリー（食料配布）という「生活の場」に弁護士がアウトリーチすることで、在留資格や貧困といった法的課題を早期に発見するこの取組は、単発の法律相談を超えた「地域共生社会（ソーシャル・インクルージョン）」の具現化モデルとして、他地域への波及も期待される段階にある。

ウ 北千住パブリックは、設立20周年シンポジウムで確認された通り、裁判員裁判や否認事件といった高負

荷な刑事事件の受任のみならず、地域の刑事司法を支える「人」を育てる拠点としての地位を確立している。弁護士の偏在や受任者不足が懸念される中、若手へのOJTを通じた技術継承と、複雑な少年事件への福祉的アプローチの実践は、地域の司法機能崩壊を防ぐ防波堤として機能し続けている。

エ 多摩パブリックの後見支所は、自治体や社会福祉協議会と連携し、所定の連絡票を通じた直接的な相談ルートを確立している。社会福祉士が初期段階から介入し、収支が逼迫した事案や親族対立が激しい事案に対し、弁護士と福祉専門職がチームで対応するこの「多摩モデル」は、家庭裁判所が「このケースは多摩パブでなければ対応できない」と判断する困難事案の受け皿として定着している。

オ このように、三パブの活動はもはや社会実験や一部の有志による善意の活動ではなく、東京における欠くことのできない「司法インフラ」として社会実装されていることは明らかである。

3 今後の対応：東弁「公共部門」としての実質化

三パブには既に、東京における刑事、後見、外国人・包摶支援の最も重く困難な部分が集中的に蓄積されているという現実がある。これまでの公設事務所運営は、歴代の執行部と全会員の理解により、基金を通じた家賃補助等の支援によってその基盤を築いてきた。この20年の成果を礎として、今こそ三パブを単なる支援対象ではなく、東弁が社会に対して責任を果たすための「公共部門」と位置づけ、その存続を制度的に保障する段階へと歩を進めるべきである。

市場原理になじまないがゆえに公共的介入が不可欠な領域一家裁や自治体が頼る後見事件、担い手不足の刑事・少年事件、行政と連携した困窮者支援—を、東弁が責任を持って支える体制を構築する必要がある。

具体的には、従来の支援枠組みに加えて、所属弁護士の会費免除・助成や、安定的な運営を支える事務局スタッフの人事費への直接的な助成など、現場の献身に報いる実効的な支援策を検討すべきである。また、優秀な人材が「やりがい」だけで燃え尽きることなく、キャリアとして定着できる給与・評価体系を整備することで、それぞれの専門性はより深みを増すことになるだろう。

4 東弁のとりくみ：誇りある「東弁モデル」の確立へ

- (1) 東弁は、公設事務所を「官製部門の肥大化」や「民業圧迫」といった二項対立では捉えない。むしろ、会員が自らの自治として誇りを持って維持すべき「共有の公共インフラ」であると確信する。我々が目指すのは、無原則な拡大でも縮小でもない、持続可能な「東弁モデル」の確立である。そのために、一時的な剩余金に頼らない安定的財源の確保、法曹としてのキャリアが正当に評価される人事制度、そして透明性の高いガバナンスを三位一体で推進する。
- (2) 目指すべきは、欧米のパブリック・ディフェンダーのように、公設事務所で働く弁護士が「パブリックロイヤー」という高度な専門職として社会的に認知され、尊敬される未来である。若手会員が憧れを持ってその門を叩き、職員もまた東弁の公共部門を支えているという誇りを持って働く環境を作ること。それが、設立20周年を迎えた東京弁護士会が果たすべき自治の責任であり、市民からの信頼を不動のものにする道である。

以上